

○姫路市福祉医療費助成条例施行規則

昭和48年8月1日

規則第38号

改正 昭和49年8月1日規則第38号

昭和50年7月1日規則第28号

昭和51年6月9日規則第37号

昭和54年6月30日規則第30号

昭和54年11月12日規則第46号

昭和58年1月29日規則第1号

昭和59年9月29日規則第57号

昭和60年8月1日規則第42号

平成元年3月24日規則第10号

平成3年6月24日規則第33号

平成3年12月20日規則第52号

平成4年5月26日規則第42号

平成6年4月1日規則第22号

平成13年3月28日規則第17号

平成13年6月29日規則第41号

平成17年3月28日規則第11号

平成17年8月31日規則第65号

平成17年12月20日規則第94号

平成18年12月19日規則第117号

平成19年3月28日規則第17号

平成20年3月26日規則第6号

平成21年3月25日規則第10号

平成22年7月1日規則第41号

平成26年3月26日規則第23号

平成27年3月24日規則第21号

平成29年3月28日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号。以下

「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるものとする。

(所得等の額)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める額は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第1項に規定する額とする。

2 条例第3条第5項第4号及び第6号の規則で定める額は、23万5,000円とする。

3 条例第3条第5項第5号の規則で定める額は、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第4条 条例第3条第1項第2号及び条例第3条第5項第5号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定を準用する。

(負担限度額)

第5条 条例第3条第1項第3号の規則で定める額は、一部負担金の額が外来に係る医療費の場合は12,000円(所得を有しない者である場合は8,000円)とし、入院に係る医療費の場合は35,400円(所得を有しない者である場合は15,000円)とする。

(医療費の申請)

第6条 条例第4条の申請は、福祉医療費支給申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(県内保険医療機関等)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局は、兵庫県内の健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びに同項第2号及び第3号に規定する病院、診療所又は薬局その他の者とする。

(受給者証)

第8条 市長は、福祉医療費の支給を受ける資格がある者に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者証の交付を受けようとする者は、受給者証交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、受給者証についてその有効期間を定めるものとする。

4 受給者証の更新を受けようとする者は、当該受給者証の有効期限の1箇月前までに受給者証更新申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要あると認めるときは、その申請を待たずに行うことができる。

5 受給者証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(1) 受給者証の有効期間が満了したとき。

(2) 受給者証の交付後の事情の変更により一部負担金の免除又は支給の特例の要件に該当しなくなったと市長が認めたとき。

(3) 偽りその他不正の行為によって受給者証を受けたと市長が認めたとき。

6 受給者証の交付を受けた者は、第7条に規定する県内保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該県内保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(被害の届出)

第9条 福祉医療費の支給事由が第三者の行為によって生じた場合においても、福祉医療費の支給を受けようとする者は、被害届を市長に提出しなければならない。

(一部負担金の免除)

第10条 条例第3条第4項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる事由とする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、条例第1条に規定する高齢期移行者等（以下「高齢期移行者等」という。）の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡したこと若しくは重度障害者となったこと又はその者の収入が著しく減少したこと。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、高齢期移行者等及びその扶養義務者等の資産に重大な損害を受けたこと。

(3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、主たる生計維持者の収入が著しく減少したこと。

(4) 失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げる事由に類する事由が生じたこと。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険等の制度において一部負担金の減免が行われている場合は、当該減免が行われている範囲において、条例第3条第4項の規定による福祉医療費の支給を行わないものとする。

3 条例第3条第4項の規定の適用を受けようとする者は、福祉医療一部負担金免除申請

書に第1項各号に掲げる理由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 4 条例第3条第4項の規定による福祉医療費を支給することができる期間は、第1項各号に定める事由が発生した日の属する月の初日から6か月を超えない日までとする。

(支給の特例)

第11条 条例第3条第6項の規則で定める特別の理由は、失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少したこととする。

- 2 条例第3条第6項の規定の適用を受けようとする者は、第8条第2項に定める受給者証交付申請書に前項の理由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 3 条例第3条第6項の規定により福祉医療費を支給することができる期間は、第1項に定める事由が発生した日の属する月の初日から6か月を超えない日までとする。

(補則)

第12条 この規則の規定による申請書の様式その他この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

(姫路市老人医療費助成条例施行規則の廃止)

- 2 姫路市老人医療費助成条例施行規則(昭和47年姫路市規則第8号)は、廃止する。

(4町の編入に伴う経過措置)

- 3 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧家島町福祉医療費助成条例施行規則(平成4年家島町規則第7号。以下「旧家島町規則」という。)、旧夢前町福祉医療費助成条例施行規則(昭和58年夢前町規則第15号。以下「旧夢前町規則」という。)、旧香寺町福祉医療費助成条例施行規則(平成4年香寺町規則第12号。以下「旧香寺町規則」という。)、旧安富町福祉医療費助成条例施行規則(昭和48年安富町規則第99号。以下「旧安富町規則」という。)又は旧安富町母子家庭等医療費助成条例施行規則(昭和54年安富町規則第154号。以下「旧安富町母子規則」という。)の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

- 4 編入日前に旧家島町規則第5条第1項の規定により家島町長が交付した受給者証、旧

夢前町規則第4条第1項の規定により夢前町長が交付した受給者証、旧香寺町規則第4条の規定により香寺町長が交付した受給者証並びに旧安富町規則第6条第1項及び旧安富町母子規則第4条第1項の規定により安富町長が交付した受給者証は、第7条第1項の規定により市長が交付した受給者証とみなす。

附 則（昭和49年8月1日規則第38号）

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月9日規則第37号）

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月30日規則第30号）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月12日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月29日規則第1号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日規則第57号）

- 1 この規則は、昭和59年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に医療に関する給付が行われた場合における福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年8月1日規則第42号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（平成元年3月24日規則第10号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月24日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月20日規則第52号）

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の姫路市福祉医療費助成条例施行規則様式第2号による老人医療費受給者証の交付を受けている者は、この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則様式第2号による老人医療費受給者証の交付を受

けたものとみなす。

附 則（平成4年5月26日規則第42号）

- 1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則第3条及び第4条の規定は、この規則の施行日の以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に交付する受給者証について適用し、同日前に交付する受給者証については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日規則第22号）

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月29日規則第41号）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日規則第11号）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成16年7月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成17年7月1日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行わ

れる福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年8月31日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日規則第94号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第7条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月19日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第10号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成21年姫路市条例第5号）附則第4項及び第5項の規定による福祉医療費の支給に係る所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月1日規則第41号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第9条第1項第1号及び第2号の規定は、平成21年8月9日以後に発生した震災、風水害、火災その他これらに類する災害に係る一部負担金の免除について適用し、同日前に発生した震災、風水害、火災その他これらに類する災害に係る一部負担金の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日規則第23号）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日規則第21号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第15号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。